

# 高齢者虐待防止に関する指針

新居浜医療福祉生活協同組合

## (目的)

第1条 この指針は、新居浜医療福祉生活協同組合が運営する事業に係る虐待を防止するための体制を整備することにより、利用者の権利を擁護するとともに、利用者が介護サービス等を適切に利用できるように支援することを目的とする。

## (対象とする虐待)

第2条 この指針における「虐待」とは、職員が支援等を行う利用者に対して行う、次の行為をいう。

- ① 利用者の身体に外傷が生じる、または生じる恐れのある暴行を加えること
- ② 正当な理由なく利用者の身体を拘束すること
- ③ 利用者にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること
- ④ 利用者に対する暴言、拒絶的な対応、不当な差別的言動、心理的外傷を与える言動を行うこと
- ⑤ 利用者を衰弱させるような減食、長時間の放置等
- ⑥ 利用者の財産を不当に処分すること、その他当該利用者から不当な財産上の利益を得ること

## (基本方針)

第3条 職員は利用者に対して、いかなる虐待をしてはならない。

## (責任者)

第4条 本指針における虐待の責任主体を明確にするため、各事業所で責任者を設置する。

- 2 各事業所の責任者は、管理者があたるものとする。

## (責任者の職務)

第5条 各事業所の責任者の職務は次のとおりとする。

- ① 虐待内容及び原因の把握、解決策の検討
- ② 解決のための当事者との話し合い
- ③ 利用者（家族含む）及び通報者への結果報告
- ④ 行政への報告

## (受付担当者)

第6条 利用者等が虐待通報を行いやすくするため、各事業所で受付担当者を設置する。

- 2 各事業所の受付担当者は管理者が2名選任する。
- 3 受付担当者の不在時は、受付担当者以外の職員が通報を受けられるものとする。

- 4 前項により、虐待の通報を受けた職員は、遅滞なく受付担当者に別に定める「苦情受付」により内容を報告するものとする。

(受付担当者の職務)

第7条 受付担当者の職務は次のとおりとする。

- ① 利用者又は家族、職員等からの虐待通報受付
- ② 虐待内容、利用者等への意向の確認と記録
- ③ 責任者への前号による記録を用いた報告

(虐待対応の周知)

第8条 責任者は、事業内の掲示等により虐待対応について周知を図らなければならない。

(通報及び発見)

第9条 利用者本人又はその家族、職員等からの通報がある時は本指針に基づき、適切に対応しなければならない。

- 2 職員は、虐待を発見した際は、受付担当者に通報しなければならない。

(通報の受付)

第10条 虐待の通報は、別に定める「苦情受付」によるほか、様式によらない文書、口頭による通報によっても受け付けることができるものとする。

(虐待の報告・確認)

第11条 受付担当者は、受け付けた虐待の内容を責任者に報告する。

- 2 責任者は、利用者への虐待が認められた場合は行政に報告する。

(新居浜市介護福祉課 : TEL 65-1241)

川辺の家・西条市指定総合事業 : (西条市介護保険課 : TEL 56-5151)

(虐待解決に向けた協議)

第12条 責任者は、通報の内容を正確に理解するため、通報者及び当該利用者から通報内容を詳細に聞き取るものとする。

- 2 責任者は、当事者と解決に向けた話し合いを行う。
- 3 前項による話し合いは、原則として通報のあった日から7日以内に行わなければならないものとする。
- 4 通報者及び責任者は、必要に応じて第三者委員会に助言を求めることができるものとする。

(解決に向けた記録・結果報告)

第13条 責任者は、当事者との話し合いの結果や改善を約束した事項について別に定める「虐待解決協議報告書」に記録するものとする。

- 2 責任者は、当事者との話し合いの結果や改善を約束した事項について、利用者及びその家族、通報者に対して別に定める「改善結果(状況)報告書」により報告

する。なお報告は原則として、話し合いを終了した日から7日以内に行わなければならないものとする。

- 3 責任者は、利用者及びその家族が満足する解決が図られなかった場合には、行政の苦情相談窓口を紹介するものとする。

(新居浜市介護福祉課：Tel 6 5 - 1 2 4 1)

川辺の家・西条市指定総合事業：(西条市介護保険課 : Tel 5 6 - 5 1 5 1)

(解決結果の公表)

第14条 サービスの質の向上を図るため、本指針に基づく虐待防止及び解決の対応状況について、個人情報に関する事項を除き、報告書に記載する。

(虐待防止のための職員の研修)

第15条 責任者は、虐待防止啓発のための職員研修を定期的を開催することとする。

- 2 前項の研修は、介護業務に携わる職員以外の職員にも行うものとする。

- 3 次条に規定する虐待防止委員会の責任者は、虐待防止に関する外部研修等に職員を積極的に参加させるよう努めなければならない。

(虐待防止委員会の設置)

第16条 責任者は、事業所内における虐待防止を図るため、虐待防止委員会を設置しなければならない。

- 2 虐待防止委員会は、事業所が開催する運営会議に併せて毎月1回及び虐待発生の都度開催しなければならない。

- 3 虐待防止委員会の委員長は、責任者とする。

- 4 委員長が必要と認める場合は、第三者委員に虐待防止委員会への参加を求めることができる。

- 5 虐待防止委員会は、日ごろから虐待防止の啓発に努めなければならない。

(利用者等に対する指針の閲覧)

第17条 本指針は、事業所内に掲示するとともに、生協ホームページにも掲載し、利用者本人又はその家族、職員等がいつでも閲覧できるものとする。

(権利擁護のための成年後見制度)

第18条 責任者は、高齢者の人権等の権利擁護のため、成年後見制度の利用を利用者及びその家族等に啓発するものとする。

附則

この指針は、2023年4月1日から施行する。